食品安全委員会第978回会合議事録

１．日時　令和７年４月１日（火）　14：00～14：13

２．場所　大会議室

３．議事

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「イソシクロセラム」に係る食品健康影響評価について

・農薬「シクロピラニル」に係る食品健康影響評価について

（２）その他

４．出席者

（委員）

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、松永委員

（事務局）

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、
古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
寺谷評価調整官

５．配付資料

資料１－１　農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜イソシクロセラム＞

資料１－２　農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜シクロピラニル＞

６．議事内容

○山本委員長　ただ今から第978回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は６名の委員が出席です。

本日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○中事務局長　４月１日付で情報・勧告広報課長の浜谷さんが異動になりまして、楠川さんに替わりましたので、御紹介をさせていただきます。

○楠川情報・勧告広報課長　楠川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長　よろしくお願いします。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第978回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長　本日の資料は２点でございます。

資料１－１が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜イソシクロセラム＞」、資料１－２が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜シクロピラニル＞」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長　続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長　事務局におきまして、委員の皆様に御提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長　確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長　それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「イソシクロセラム」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長　資料１－１に基づき御説明申し上げます。

右下のページで５ページを御覧ください。審議の経緯がございます。新規の農薬登録申請及びインポートトレランス設定の要請があったことを受けまして、昨年６月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。10月と12月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、１月21日の食品安全委員会において報告し、その後、30日間国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

続いて、８ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は、次の９ページの６．に示されたとおりのものでございまして、８．の開発の経緯に記載がございますとおり、イソキサゾリン系の殺虫剤で、昆虫の主要な抑制性神経伝達物質であるGABA受容体に結合して殺虫作用を示すと考えられているものでございます。

食品健康影響評価につきまして、59ページにお進みください。次のページの60ページにADI、ARfDの記載がございます。ADIは、ラット２年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量0.9 mg／kg 体重／日を根拠に0.009 mg／kg 体重／日、ARfDは一般の集団に対してはイヌを用いた90日間亜急性毒性試験の無毒性量である15 mg／kg 体重／日を根拠として0.15 mg／kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対しては、ラットを用いた発生毒性試験①及びウサギを用いた発生毒性試験①の無毒性量7.5 mg／kg 体重／日を根拠として、0.075 mg／kg 体重と設定されました。

また、ばく露量につきましては、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきまして、101ページに参考として添付しております。お進みください。御意見を１通頂戴いたしました。

左側の記載が御意見の内容となりますが、安全性に係る試験の概要にミツバチの項目を入れることを希望する。また、海外より農薬基準が緩い点も、今後はほかの農薬においても見直しをお願いしたいといった内容の御意見をいただきました。

回答は右側の記載となりますが、食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。蜜蜂への影響、基準値設定に関する御意見は、リスク管理に関係するものと考えられることから、農林水産省、環境省及び消費者庁に情報提供いたしますとの内容となります。

また、評価書の記載の修正をさせていただきたく思います。102ページ、103ページに資料を添付してございます。御覧ください。右側の変更前の記載のうち、脾臓の毒性所見の記載、「増血」という漢字で記載がございましたが、左側の変更後のとおり「造血」に修正させていただきたいと思います。

この点について評価書案を修正させていただきました上で、調査会における結論については変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「イソシクロセラム」の許容一日摂取量（ADI）を0.009 mg／kg 体重／日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.15 mg／kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.075 mg／kg 体重と設定するということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

続いて、農薬「シクロピラニル」についてです。

本件についても、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長　資料１－２に基づき御説明申し上げます。

右下のページで５ページを御覧ください。審議の経緯がございまして、新規の農薬登録申請があったこと、また、これに関連して、魚介類への基準値設定依頼があったことを受けまして、昨年６月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。11月の農薬第三専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について、本年１月28日の食品安全委員会において報告し、その後、30日間国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

７ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は６．に示されたとおりのものでございまして、次のページの８．の開発の経緯に記載がございますとおり、ピラゾリルピラゾール系の除草剤で、プロトポルフィリノーゲンオキシダーゼ活性阻害作用により、除草効果を発現するものと考えられているものでございます。

食品健康影響評価につきまして、48ページに記載がございます。お進みください。次のページの49ページになりますが、ADI、ARfDの記載がございまして、ADIにつきましては、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量6 mg／kg 体重／日を根拠に0.06 mg／kg 体重／日、ARfDはウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量60 mg／kg 体重／日を根拠として0.6 mg／kg 体重と設定されました。

また、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、61ページ、後ろから２ページ目のページに参考として添付しております。御意見を１通頂戴しております。

左側の記載の内容となりますが、発がん性が認められても、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く､評価に当たり閾値を設定することは可能であるとしていますが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難くとした根拠・基準はあるのでしょうかとの内容の御意見をいただきました。

回答は右側の記載となります。本剤の評価においては、ラットを用いた２年間慢性毒性／発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫の発生頻度の有意な増加、膵島細胞腺腫及び腺癌の発生頻度の増加傾向、雌で子宮角腺癌の発生頻度の有意な増加が認められ、また、マウスを用いた78週間の発がん性試験においては、雄で肝細胞腺腫の発生頻度の有意な増加が認められました。本評価書に記載がありますとおり、原体等を用いた遺伝毒性については全て陰性であったことから、遺伝毒性はないものと考えられ、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられたというものとなります。

また、評価書の記載の修正をさせていただきたく思います。最後のページの62ページを御覧ください。右側に記載がございます変更前を御覧いただきますと、数字の「4,320」とすべきところ「4.320」の記載になっておりまして、左側のとおりピリオドをカンマに修正しまして、「4,320」となるように修正をさせていただきたいと思います。

以上の点につきまして、評価書案の修正をさせていただきました上で、結論につきましては、調査会のとおり変更することなくリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「シクロピラニル」のADIを0.06 mg／kg 体重／日、ARfDを0.6 mg／kg 体重と設定するということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

（２）その他

○山本委員長　ほかに議事はございませんか。

○藤田総務課長　特にございません。

○山本委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
次回の委員会会合は、来週、４月８火曜日14時から開催を予定しております。
以上をもちまして、第978回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。
どうもありがとうございました。